子どもたちの確かな学力定着のために
専門知識と経験を活かしてみませんか？

足立区
小学校そだち指導員

令和9年度　採用候補者名簿登載のご案内

足立区教育委員会

令和９年度

小学校そだち指導員（非常勤職員）採用候補者名簿登載のご案内

足立区教育委員会では、国語・算数の学習指導において、原則として小学２年生から５年生を対象に別教室で個に応じた指導を行い、児童個々のつまずきの早期解消と学習意欲の向上に取り組む小学校「そだち指導員」の採用候補者名簿（以下「名簿」という。）登載者について、次のとおり募集します。

1 応募要件

以下の要件をすべて満たすこと

① 小学校の教員の有効な免許状を有し、そだち指導員に必要な見識を有している方（小学校通常学級の担任経験を有する者等）

② 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 9 条に規定する欠格条項に該当しない方　※１

③ 平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない方（心身衰弱を原因とするものを除く）

④ 特定性犯罪事実該当者であるなど、児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認められる事情のない方　※２

（※１）

<u>地方公務員法第１６条</u>

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

１ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

３ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

４ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。

<u>学校教育法第９条</u>

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

１ 拘禁刑以上の刑に処せられた者

２ 教育職員免許法第10条第１項第２号又は第３号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

３ 教育職員免許法第 11 条第１項から第３項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

４ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（※２）

令和８年１２月２５日施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」という。）第２条第８項」に規定する「特定性犯罪事実該当者」は、本業務に従事することができません。

これに伴い、採用までの間（やむを得ない事情がある場合は、任用開始後）に、同法に基づき、特定性犯罪事実該当者であるか否か確認するための「犯罪事実確認」を行います。

確認の結果、「特定性犯罪事実該当者」に該当することが判明した場合は採用（任用）いたしません。また事前の申告に虚偽等があった場合は、内定（任用）取消事由に該当します。

２ 勤務内容

① 国語や算数の学習内容の理解につまずきがある児童の個別学習指導
② 学習支援の対象は、小学２年生から５年生（小学３・４年生が中心）
③ 児童の観察及び指導内容の教材作成
④ 校内委員会への参加
⑤ その他教育委員会が必要と認めた事項

３ 勤務条件等

（１）	任用期間	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで ※ 勤務実績が良好な場合、再度の任用あり。
（２）	報酬額	月額１５２，８４４円（令和８年１１月現在） ※ 採用されるまでに条例等の改正（給与改定等）が行われた場合は、その定めるところによる。
（３）	通勤手当	支給あり（上限あり）
（４）	期末・勤勉手当	勤務実績により支給あり
（５）	勤務日数 勤務時間	年間１４０日（週３日程度　勤務日は学校により異なります） 一日６時間（８：３０～１５：３０　１時間の休憩含む） ただし、勤務時間の割振りは、学校により異なる場合があります。
（６）	勤務場所	足立区教育委員会が指定する足立区立の小学校（選択不可）
（７）	休暇等	年次有給休暇、慶弔休暇等あり
（８）	社会保険等	なし
（９）	その他	退職金制度・昇給制度なし

※ この事業は、令和９年度予算案の成立を前提としています。

4 応募から名簿登載まで

（１）応募方法等

所定の申込書及び作文を記入し、提出してください。

ア　オンライン申請による応募

足立区オンライン申請システムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を正しく入力して、提出期限までに申請して下さい。その際は、区ホームページより申込書をダウンロードしていただき、作文とともに、申請時に添付願います。

イ　窓口・郵送による応募

提出書類を窓口までお持ちいただくか、以下の「提出先」まで簡易書留で郵送してください。

＜区ホームページ＞

URL：http://www.city.adachi.tokyo.jp/

「ホーム＞メニュー＞区政情報＞人材募集＞会計年度任用職員募集情報＞【令和９年４月１日付採用】学力定着推進課「そだち指導員（名簿登載者）」の募集」より提出書類をご確認いただけます。

＜注意事項＞

※　記入方法はパソコン入力・手書きのどちらでも可。

※　日中に確実に連絡のとれる電話番号を記入してください。

※　郵送の場合は必ず簡易書留で送ってください。

※　提出書類は返却しません。

（２）提出先

〒120-8510　足立区中央本町一丁目１７番１号

足立区教育委員会事務局 教育指導部学力定着推進課 事業担当（区役所南館６階）

「小学校そだち指導員 募集担当」

※　持参する場合は、土曜日・日曜日・祝日を除き、午前９時から午後５時までに持参のこと。

（３）提出期限

令和８年１２月１４日（月曜日）午後５時まで

※　午後５時までに到着しない場合は、選考対象外とします。

（４）名簿登載

応募受付 ⇒ 書類審査 ⇒ 名簿登載 ⇒ 名簿登載結果通知送付

書類審査の結果、合格者を名簿に登載し、名簿登載結果通知を送付します。名簿登載期間は、登載日から令和１０年３月３１日までとし、登載期間内に採用に至らない場合は失効します。

（５）名簿削除

以下に該当する場合は、名簿から削除します。

① 心身の故障等により、そだち指導員としての適性を欠く場合
② 選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
③ 名簿登載期間が終了した場合
④ 本人が辞退した場合

５ 名簿登載から採用まで

（１）名簿登載から採用までの流れ

学校長が名簿から候補者を選定し、面接を行い、採用が内定します。

名簿登載 ⇒ 学校長面接 ⇒ 採　用

⇒ 不採用 ⇒ 名簿登載継続

名簿に登載されても、学校長面接の連絡等がなく、また面接の結果、採用に至らない場合があります。（名簿登載は継続）

（２）採用が内定した場合の関係書類の提出

学校長面接により**採用が内定した場合は**、以下の書類を提出していただきます。
なお、提出書類は返却いたしません。

＜採用内定後の提出書類＞
① 有効な教員免許状（写し）
※ **免許状更新講習を修了した方は、**「更新講習修了確認証明書」の写し
② 最終学校の卒業証明書（原本または写し）
③ 健康診断書（原本または写し）※ 任用前１年以内のもの
④ 住民票（本籍・続柄省略）※ 任用前３ヶ月以内のもの
⑤ 個人番号がわかるもの（写し）※ 個人番号カード等
その他、採用に関わる必要書類が学校から配布されます。

（３）名簿登載後の連絡等

以下の場合は、速やかに届け出てください。※ 電話可

① 名簿登載を辞退する場合
② 住所、電話番号等を変更した場合

６ 問合せ先

〒120-8510　足立区中央本町一丁目１７番１号
足立区教育委員会事務局 教育指導部学力定着推進課 事業担当（区役所南館６階）
電話　０３（３８８０）５９６４（直通）